

デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会

中間論点整理（案）の概要

経済産業省 /公正取引委員会 / 総務省

- 『未来投資戦略2018』において、プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備のために、「本年中に基本原則を定め、これに沿った具体的措置を早急に進める」旨を策定。
- これを受け、競争政策、情報政策、消費者政策などの知見を有する学識経験者等からなる検討会が、デジタル・プラットフォーマーを取り巻く課題や対応について検討。その内容を整理して中間論点整理（案）を公表。
- 本中間論点整理（案）について、今後事業者ヒアリング及びパブリック・コメントを実施し、引き続き経済産業省、公正取引委員会、総務省等の関係省庁において、基本原則の策定及び具体的措置の実施を早急に進める。

【主な論点】

1. デジタル・プラットフォーマーの意義・特性

デジタル・プラットフォームは、利用者である事業者（中小企業等）や消費者に様々なメリットをもたらす一方、ネットワーク効果等により、一部のデジタル・プラットフォーマーが寡占化・独占化する傾向がみられる。

2. デジタル・プラットフォーマーに対する法的評価の視点

巨大デジタル・プラットフォーマーに対する世界的な規制の動向を踏まえ、取引環境整備の在り方について検討する必要があるのではないか。

3. イノベーションの担い手として負うべき責任の設計（業法の在り方等）

プラットフォーム・ビジネスに対応できていない既存の業法について、業法の見直しの要否を個別に検討していくが必要ではないか。

4. 公正性確保のための透明性の実現

取引慣行について透明性・公正性を実現するため、大規模かつ包括的な徹底した調査による取引実態の把握に加え、継続的な調査・分析を行う専門組織等の創設や、透明性・公正性確保の観点からの規律の導入を検討してはどうか。

5. 公正かつ自由な競争の再定義

競争法の重要性の高まりを踏まえ、デジタル市場における公正かつ自由な競争の在り方（多面市場におけるネットワーク効果の評価、潜在的な競争相手の芽を摘むような形の企業結合等）について検討する必要があるのではないか。

6. データの移転・開放ルールの検討

データポータビリティやAPI開放といったデータの移転・開放ルールの要否・その内容を検討していくべきではないか。

7. 国際の観点

デジタル・プラットフォーマーを巡るルールの国際的なハーモナイゼーション、域外適用の在り方や実効的な執行の在り方について検討していくべきではないか。

中間論点整理（案）のポイント①

1. デジタル・プラットフォーマーの意義・特性

- デジタル・プラットフォームには、オンライン・ショッピング・モール、アプリ・マーケット、検索サービス、SNS等、様々なサービスが存在。
- デジタル・プラットフォームは、事業者の市場へのアクセスを高め、消費者の便益も向上させている。
- デジタル・プラットフォームは、ネットワーク効果(*)、限界費用の廉価性、規模の経済性等の特性を通じて、独占化・寡占化が進みやすいとされている。

※ ある人がネットワークに加入することによって、その人の効用を増加させるだけでなく、他の加入者の効用も増加させること（例：SNS等）

2. デジタル・プラットフォーマーに対する法的評価の視点

- 日本では、従前、単なる場の提供者（媒介者）であるから、積極的な責任は負わないと解する向きが強かつた。
- 近年、世界的に、一定の規律を設けようという動きがある。
 - 利用者の安全管理や消費者保護等の観点（業法的観点）から、デジタル・プラットフォーマーを規制のコントロール・ポイント（政府による統制を効果的に実現するために規制を及ぼす対象）と捉え、一定の責任を負わせる（米・EU等）。
 - デジタル・プラットフォームの公正性・透明性を確保する観点から、一定の要件を満たすB2Cのデジタル・プラットフォーマーに、検索ランキングを決定する主要パラメータや、オンライン仲介サービスの有するデータへのアクセス条件等の情報開示等の義務を課す（EU「オンライン仲介サービスのビジネス・ユーザーを対象とする公正性・透明性の促進に関する規則（案）」）
- 巨大デジタル・プラットフォーマーの以下の特徴を踏まえ、取引環境整備の在り方を検討する必要があるのではないか。
 - ①デジタル・プラットフォーマーは、社会経済に不可欠な基盤を提供。
 - ②多数の消費者（データ提供者）や事業者が参加する市場そのものを、設計・運営・管理。
 - ③当該市場は、アルゴリズムによるプロファイリング等を通じて操作性や技術的不透明性が高いとの指摘。

中間論点整理（案）のポイント②

3. イノベーションの担い手として負うべき責任の設計（業法の在り方等）

- 既存の業法がプラットフォーム・ビジネスを営む上での障害となっている可能性。
- 既存の業法がプラットフォーム・ビジネスに対して適切なコントロールを及ぼすことができていない可能性。
- 以下の観点から、プラットフォーム・ビジネスの登場が必ずしも想定されていなかった業種における業法について見直しの要否を個別に検討していく必要ではないか。
 - 既存の業法が、守るべき社会的利益・価値の観点から、適切な規制を及ぼしているか。
 - デジタル・プラットフォーマーを一定のコントロール・ポイントとすることで、効果的な消費者保護や安全確保を図れるのではないか。
 - 既存事業者と新規事業者、国内事業者と海外事業者の間で、競争条件の同等性が確保されているか。
 - 信頼確保のため認証や監査等の手法を効果的に活用する制度設計の余地はないか。
 - 柔軟な共同規制の方法も取り入れることを検討してはどうか。

4. 公正性確保のための透明性の実現

- デジタル・プラットフォーマーとその利用者（事業者及び消費者（個人））を巡る取引実態が不透明であり、不公正な取引慣行の温床となるおそれがあるのではないか。
- 透明性・公正性を実現するための議論の出発点として、大規模・包括的な徹底した調査を行うべきではないか。
 - 独占禁止法40条の一般調査権（強制調査権限）を活用してはどうか。
- 一定の継続性のある専門組織等を創設し、各府省の法執行や政策立案の下支えを行えるようにすることを検討してはどうか。
 - 当該専門組織等は、法学、経済学、情報処理、システム工学等の専門家により構成してはどうか。
 - デジタル・プラットフォーマーによるルールの設計・運営・管理の在り方について、継続的に調査・分析。立法提言や規制当局への情報提供も行うことしてはどうか。
- 独禁法を補完するものとして、重要な取引条件の開示・明示を義務付けるなど、取引慣行等における規律の導入を検討してはどうか。

中間論点整理（案）のポイント③

5. 公正かつ自由な競争の再定義

- デジタル市場における「公正かつ自由な競争」の再定義・再構築の必要性を、以下の観点も踏まえ、検討すべきではないか。
 - デジタル・プラットフォーマーが社会経済に不可欠な基盤を提供していること
 - アルゴリズムを用いた分析（プロファイリング）がなされるなど、本質的に市場操作性が高く（市場を設計し、運営・管理）、かつ、不透明である傾向があること
 - デジタル・プラットフォーマーが製造業等のオフライン上の分野にも事業領域を拡大している中で、デジタル・プラットフォーマーの行動が競争に与える影響について、オンライン上のみならず、オフライン上の競争事業者も含めた関係を考える余地があること
- 例えば、以下のような論点についてどう考えるか。
 - 多面市場におけるネットワーク効果やデータ集積等が競争へ及ぼす影響をどのように評価するか。
 - デジタル・プラットフォーマーが潜在的な競争相手の芽を摘むような形の企業結合について、どのように考えるか。
 - 経済的価値を有していると考えられるデータを提供し続けている消費者との関係で、優越的地位の濫用規制を適用することを考える必要もあるのではないか。
 - 違反行為の抑止のための適切なエンフォースメントについて、例えば課徴金などの制度の在り方を検討していくことも必要ではないか。

6. データの移転・開放ルールの検討

データポータビリティやAPI開放といったデータの移転・開放ルールの在り方は、データ駆動型社会における消費者政策のみならず、競争政策や競争基盤の整備としても一定の意義を持つことから、ルールの要否・その内容を検討していくべきではないか。

- EUのGDPRや米国では、個人が一定のパーソナル・データについて電子的にアクセスできる仕組みが構築されている。

7. 国際の観点

- デジタル・プラットフォーマーがグローバルな活動を行っていることを考えると、デジタル・プラットフォーマーの規律の在り方についても国際的なハーモナイゼーションを志向する必要はないか。
- 海外事業者への適用法令の実効的な執行の仕組みの在り方について、検討を進める必要があるのではないか。